

質問回答

NO.	質問	
1	仕様3.2（2）の必要な情報の収集及び環境大臣意見等について、対象はリプレイス事業の配慮書で良いか。	仕様3.2（2）の必要な情報の収集及び環境大臣意見等については、リプレイス事業の配慮書に限定せず、リプレイス事業以外の風力発電所も対象として、検討に必要な場合には環境影響評価の各段階での情報収集及び環境大臣意見等を対象とします。
2	業務名について、仕様書に「手法等調査業務」と「手法調査等業務」が混在しているが、契約書（案）記載の「手法調査等業務」が正しいものとして良いか。	「令和８年度環境影響評価技術手法等調査業務」が正しいです。